

松山公園から孔子廟を移転させ、市民の公園を取戻すための請願署名

久米二丁目の松山公園内に設置された赤瓦の建物は、那覇市の所有物ではありません。名称を久米至聖廟（孔子廟・明倫堂）と称し、本来若狭一丁目の一般社団法人久米崇聖会の所有地に建立されていたもので、旧建物自体は現在もそのまま残っています。

ところが那覇市は、大人の目が行き届き子供達が最も安心して遊ぶ事の出来るこの市民公園の約三分の一の敷地をこの団体に使用させております。那覇市が、この公園一帯の整備に投じた市民の税金は、二十億円にも及びます。那覇市は、子供の貧困対策や障害児童の支援施設の建設を後回しにして、公益性の少ないそれも、一団体の信仰対象物の下地作りに巨額の税金を投じ、現在も施設の用地を事もあろうことが無償にしております。最大の問題は、この施設の設定が、現行憲法の謳う政教分離の原則に違反している事にあります。（現在、市民から訴えられ、住民訴訟を係争中です。）

ここにあらためて、久米二丁目の松山公園全体を市民の憩いの場として取り戻すために、左記の措置を講ずることを強く要望する

請願事項

- 一、久米二丁目の松山公園内にある久米至聖廟を一般社団法人久米崇聖会が所有する土地①若狭一丁目二五番地 ②久米二丁目二九番地、現在某ホテル駐車場の何れか）に速やかに移転させること
- 二、移転が完了するまでの間、久米至聖廟用地の借地料を正当な料金で徴収すること
- 三、久米地区にある公園を松山地区の公園として誤解を生むことからの名称を改め、公園の活用等の意見を広く市民から求め、その要望に沿って再整備を行うこと

財務大臣 殿

那覇市長 殿

取扱者名(団体・個人)

住 所

電話番号

氏名	住所
10	
9	
8	
7	
6	
5	
4	
3	
2	
1	

この署名用紙は右の取扱者（個人・団体）宛または、住みよい那覇市を作る会（〒900-0024 那覇市古波蔵 2-32-27-408）までご送付ください。

A3サイズで印刷、コピーをしてください。